

# 学校法人神理学園たんぽぽ保育園運営規程

制定日 平成27年4月1日

改正日 令和7年4月1日

## (施設・事業の目的)

第1条 学校法人神理学園が設置するたんぽぽ保育園（以下「当園」という。）が小規模保育事業A型として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳以下の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意志及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に経って、保育・教育をするように努める。
- 3 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人格の擁護、虐待の帽子のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

## (名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 学校法人神理学園たんぽぽ保育園
- (2) 所在地 北九州市小倉南区徳力5丁目11-31

## (提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成30年適用）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、最低基準条例で定める配置基準以上とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長 (常勤専従) 1名

園長は、特定教育・保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容についての他の職員を統括する。

(2) 副主任・アートディレクター保育士 1名 (常勤専従)

副主任・アートディレクター保育士は、計画の立案や保育士の指導にあたる。また、アート活動を推進するものとして、活動計画の立案や園児の活動支援及び職員へのアートの指導に対する助言を行う。

(3) 保育士 13名 (常勤専従 5名、非常勤 8名)

常勤保育士のうち担任保育士は、全体的な計画及び保育計画の立案をし、その全体的な計画及び指導計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育補助員 2名

保育補助員は、主に玩具の消毒作業や、保育室等の清掃、保育士のいる場所で見守りをする。

(5) 事務職員 1名 (常勤専従)

事務職員は当園の事務業務を行う。

(6) 嘱託医 1名

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託栄養士 1名

嘱託栄養士は、こどもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、食育だよりの作成と食育指導を行う。

(保育・教育を提供する日)

第6条 当園の保育提供日は次のとおりとする。

1 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年末年始12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日

3 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育・教育の提供を行わないことがある。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時30分から午後6時30分までとする。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間 (8 時間) 以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間 (8 時間) から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 午前7時30分から午後6時30分までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する北九州市長が定める利用料を、当園へ支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、別表1に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

別表1

費用の種類 (名称)	理由(徴収の目的)	金額
連絡帳ケース	連絡帳や配布物を入れる為	600 円
カラー帽子	児童の健康を考慮すると必要な物であり、外遊びや園外保育時に使用するもの。	1,200 円
スモック		1,580 円
教材費	絵本代、絵の具代、その他教材費全般	月額 1,100 円

3 当園は、延長保育の利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

別表2

時間	料金
午前7:30～8:30	左記の時間内 市の規定に準じる
午後4:30～6:30	左記の時間内 市の規定に準じる

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

区分等	3号認定子ども		
	0歳児	1歳児	2歳児
利用	3名	7名	9名
定員	合計19名		

弾力運用により、22名受け入れ可能。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、北九州市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、北九州市が利用を取り消ししたとき。

(2) 支給認定保護者から当事業所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 北九州市が当事業所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、小倉南区のこども家庭局保健福祉課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、運営の基準に関する第25条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、小倉南区子ども家庭局保健福祉課・児童相談所等適切な機関に通告する。（児童虐待対応マニュアルを活用する。）

(苦情対応)

第14条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

4 北九州市から求めがあった場合は、北九州市が行う調査に協力するとともに、北九州市から指導又は助言を受けた時は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行うものとする。

(安全対策と事故防止)

第15条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための職員に対する研修を実施する。

3 当園は、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、たんぽぽ保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、小倉南区子ども家庭局保健福祉課にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第16条 当園では、子どもに対して、少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

第17条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第18条 当園は、北九州市児童福祉施設等評価基準（地域型保育事業所編）を活用して自己評価を行い、保育の質の向上に努め、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

(秘密の保持)

第19条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第20条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育・教育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育・教育に係る提供記録

(3) 施設及び地域型保育事業の運営に関する市への通知に係る記録

(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録